

業 務 再 点 検 結 果 報 告

部署名	国際部経済連携チーム
部署の業務内容	経済連携協定(EPA)・自由貿易協定(FTA)交渉、二国間対話等

項 目			対応	点 検 結 果 の 概 要
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	農林水産省HP上に、EPA・FTA交渉の考え方やその結果・進捗状況等を包括的かつ詳細(具体的な数値情報等を含む)に説明した資料(「経済連携協定(EPA)・自由貿易協定(FTA)をめぐる状況」)を掲載し、1ヶ月ごとに更新している。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	×	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	国民からの意見等への対応について国際部内の手順をルール化(国際政策課作成)。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	×	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	○	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	農林水産省HP上に、EPA・FTA交渉の考え方やその結果・進捗状況等を包括的かつ詳細(具体的な数値情報等を含む)に説明した資料(「経済連携協定(EPA)・自由貿易協定(FTA)をめぐる状況」)を掲載し、1ヶ月ごとに更新している。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	×	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	○	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	

業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	当チームが独自に所管する業界はなく、予算・税制等もない。EPA・FTAに関する業務に当たっては、両国の農林水産分野におけるセンシティブティに配慮し交渉等を行っており、それによって、全体として、廉価な食品の消費者への提供、持続的な国内農林水産業の発展と食料安全保障など、消費者・生産者を含めた国民全体にとっての利益が確保されるように取り組んでいる。	
	業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	×		
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○		
項 目		対応	点 検 結 果 の 概 要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	当チームの業務には、EPAや二国間対話（例えば本年2月の中国当局との対話）において、SPS関連を含む食の安全に関する議論等の業務があるほか、在外大使館等からの食の安全に関する情報を提供・連絡している。当チームの所掌上、特に海外からの輸入食品の安全に関し、今後もEPAや二国間対話の中で常時、注意を払っていく必要があることを再確認した。
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	×	国民の食の安全を求める意識を十分に踏まえ、EPA交渉や二国間対話（例えば中国当局との対話）において、SPS関連を含む食の安全に関する議論等を実施してきている。一方、EPA・FTAの場合、農林水産物を含む物品の関税撤廃が最も中核的な部分であることから、EPA・FTA関連業務の実施においては、我が国農業生産者への悪影響の防止という点に最も大きな意識が向かう傾向にあることが認められた。しかしながら、EPAにおいて我が国農業者への影響を踏まえた関税措置を検討・追求することと、食の安全確保を図ることは、矛盾（二律背反）するものではなく（前者のために後者を犠牲にするような関係ではなく）、今後とも、EPA交渉や二国間対話において、我が国農業への悪影響を防ぐと同時に、食の安全についても十分に意識して業務に取り組んでいく必要を再確認した。また、海外からの情報のうち、食の安全に関する情報には引き続き十分な注意を払い、関係部局との適切かつ速やかな情報共有が重要であることをあらためて確認した。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	○	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	○	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×	

	影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	—	
--	----------	---	---	--

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			